

インターンシップ実習参加を希望する学生の方へ

インターンシップ実習に伴う新型コロナウイルスに関する注意事項

早稲田大学 キャリアセンター

1. 新型コロナウイルス流行下における本学のインターンシップの考え方

現在、新型コロナウイルスは、有効な抗ウイルス薬等の治療法はなく、一般的に、感染した人の咳などで出た飛沫を口や鼻から吸い込んだり、ウイルスが付いた手で目や鼻、口に触れたりすることで感染することがわかっています。感染を防ぐためには、①換気の悪い「密」閉空間、②多数が集まる「密」集場所、③間近で会話や発声をする「密」接場面、いわゆる「三つの『密』」を避けることが重要となります。特に「オーバーシュート(爆発的患者急増)」のリスクを高めるのが、三つの密が重なる場を避けにくい「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることが指摘されています。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベント後の懇親会などは急速な感染拡大リスクを高めるため、十分に注意が必要です。

インターンシップは、就業体験として、企業・団体を知ることができる重要な機会です。しかし、対面で実施されるインターンシップは、「全国から様々な人々が集まるイベント」であり、座談会等が実施されるケースも見られ、三つの『密』が重なる可能性があります。そのため、インターンシップに参加することにより、自身が感染する、または無症状であっても自身が感染していることにより感染を拡大させる可能性があります。このことから、新型コロナウイルスの有効な治療法が確立されるまでは、本学は、学生の安全と健康を第一とする考えから、対面でのインターンシップへの参加を積極的に推奨することはできません。

しかしながら、学生にとっては限られた機会であり、インターンシップを禁止することは大きな機会の喪失であることから、新型コロナウイルス感染症に伴うリスクを理解し、対策をした上で、実習を希望する学生に対しては、希望を尊重し、インターンシップの参加をサポートしたいと考えています。

2. 参加を希望する場合に理解する必要があるリスクと対策

上記の通り、対面でのインターンシップは、「全国から様々な人々が集まるイベント」であり、可能であれば避けるべき場所であると考えられます。したがって、参加を希望する学生は、以下の(1)新型コロナウイルスに関するリスク、(2)新型コロナウイルス感染症対策、(3)大学・就業機関への報告および指示の順守、を十分に理解するとともに、感染予防を徹底し、感染源となって感染を拡大させることがないよう努めてください。

(1) 新型コロナウイルスに関するリスク

- ・実習の実施会場（以下「実習会場」といいます。）または実習会場と自宅間もしくは実習中の移動途中において新型コロナウイルスに感染する恐れがあり、感染した場合には、自身の健康に支障をきたす恐れがあること
- ・実習中に自身が新型コロナウイルスに感染していた、または感染したことにより、インターンシップ就業機関（以下「就業機関」といいます。）および就業機関以外の実習受入者（以下、合わせて「就業機関等」といいます。）が実習会場の設備および施設等を消毒する、就業機関等が営業を停止するなど就業機関等に損害を与える恐れがあること
- ・実習に参加するのに伴い大学が学生を被保険者として加入させる「早稲田大学学生補償制度（傷害補償・賠償責任補償）」について、新型コロナウイルス感染症は傷害補償の対象外であること、および学生が新型コロナウイルスに感染していた、または感染したことにより、就業機関等に与えた損害は賠償責任補償の対象外であることから、自身が新型コロナウイルスに感染した場合および新型コロナウイルス感染症に関連して就業機関等その他の第三者と紛争が生じた場合には、自身の責任において対応および解決する必要があること

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・日頃から、マスク着用と石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を行うこと、不要不急の外出を避けること、他の人と十分な距離をとること、できる限りこまめな換気を行うこと、咳くしゃみ時のエチケットに留意すること、感染場所の例として、電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなどがあげられていることを認識しておくこと
- ・感染症対策として免疫力を高めることが有効なため、睡眠や食事に配慮し、規則正しい生活を送ること

※その他、感染症対策等については、次のWEBサイト等も参考にしてください。

- ・首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)

- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-1)

- ・軽い風邪症状でも、無理をせずに休むとともに、実習期間中は参加を停止すること
- ・実習開始日2週間前の日から実習最終日までの間、早稲田大学キャリアセンターが別途指定する健康管理表にしたがって、健康管理（検温ならびに咳、のどの痛み、倦怠感、味覚・嗅覚の異常および頭痛の有無）を行うこと
- ・実習開始日2週間前の日から実習最終日までの間、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（注）により2020年4月1日付「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・

提言」により示された「『①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる』という3つの条件が同時に重なった場」を避けるなど新型コロナウイルス感染予防のための行動に努めること

(注) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が開催

(3) 大学・就業機関への報告および指示の順守

- ・ 実習開始日2週間前の日から実習最終日までの間、早稲田大学キャリアセンターが別途指定する健康管理表にしたがって健康管理を行い、当該健康管理表を、実習参加前に毎日、早稲田大学キャリアセンターに提出すること
- ・ 実習開始日2週間前の日から実習最終日までの間、自身および自身の同居人その他身近な接触者のうちに、新型コロナウイルスに感染していることが発覚した場合および新型コロナウイルス感染の疑いのある症状を発症した場合には、早稲田大学キャリアセンターおよび就業機関に直ちに報告するとともに、早稲田大学キャリアセンターおよび就業機関等からの実習参加停止その他新型コロナウイルス感染拡大防止のための指示に従うこと
- ・ 早稲田大学キャリアセンターおよび就業機関からの実習参加停止その他新型コロナウイルス感染拡大防止のための指示があった場合はそれに従うこと

以上を十分に理解し、また、感染予防策を徹底したとしても、感染することがあり、自分の健康上の問題が生じる恐れや就業機関等の第三者に損害を与えてしまう恐れがあることも認識の上で、インターンシップ実習の参加を検討ください。

なお、実際に参加が決まった場合には、インターンシップ実習開始前に、上記2.(1)～(3)と同様の内容の承諾書兼誓約書(後日お渡しします。)を早稲田大学キャリアセンター宛に提出いただくこととなりますのでご承知おきください。

以 上